

## **FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT Pte. Ltd.**

### **日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT（以下“当社”）は2006年創業のシンガポール金融庁による認可資産運用業者です（Capital Markets Services Licence 100269-1）。本開示は当社が受託者責任を果たすため、“責任ある機関投資家”の諸原則日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることと、各原則に関するの当社の考え方を表明するものであります。（2017年11月30日改定）

**原則1．機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENTは全ての行動の基本原則をフィデューシャリー・デューティーを果たすことにおいています。したがってスチュワードシップ責任もフィデューシャリー・デューティーの大原則の中で捉えるものであります。端的には受託資産のリターンの最大化が私達機関投資家に第一に課せられた命題であります。スチュワードシップ責任はリターンの最大化に寄与する行動でなくてはならないという点を私達はここに確認をいたします。

**原則2．**

**機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について明確な方針を策定しこれを公表すべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENTは利益相反の管理に関し、欧州金融規制のガイドラインに準拠した形でポリシーを作成し、適切に管理を実行しています。根幹はお客様・受益者の不利益になる恐れのある取引・関係を特定し管理するという点であります。本原則に関して適切な業務運営がなされているかに関しては第三者による業務監査を通じて定期的にモニターしております。

**原則3．**

**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENTは、個別企業調査を基にした銘柄選定を投資方針の基本にしており、訪問・面談等を通じた企業調査活動は当社の投資活動プロセスにおける最低限必要な活動であります。従いまして、当社にとって投資先および投資対象企業の状況を的確に把握することは、人間が呼吸や食事をすることがとく根源的な活動であります。

#### 原則 4.

**機関投資家は、投資先企業との建設的な”目的を持った対話“を通じて投資先企業との認識の共有を図るとともに問題の改善に努めるべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT は、その根源的な活動である個別企業調査を通じ、常に目的を持った対話を行っております。ここでいう目的は企業の健全な成長を通じた時価総額の拡大であり、ファイナンシャルエンジニアリングなどを通じた単純で短期的な時価総額の拡大ではありません。私達は企業の健全な発展には時間のかかる忍耐を要する多方面にわたる努力が必要であることを理解しており、簡単に実現できないからこそ高い参入障壁・競争優位性の獲得につながることを認識しております。また各企業のおかれた状況に応じて対話が念頭に置く期間が異なることを明確にします。

#### 原則 5.

**機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業に持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT は、上場企業はどれ一社として同じ企業はなく、それぞれが様々な歴史、組織、文化、市場、経営方針を持っている、という認識に基づき、議決権行使を“形式的に”実行することはいたしません。各社の置かれた事業環境、戦略、経営状況に応じた判断を行います。

議決権行使は議決権行使委員会でその状況をモニターし、行使状況をすべて記録しております。

議決権行使結果の開示に関しては求められた場合に個別にお客様への開示を実行いたしますが公表はいたしません。公表することによりポートフォリオ保有銘柄に関する情報が対外的に明らかになることは必ずしも受託資産の受益者みなさんの利益になるものではないと判断するからであります。

また議決権行使を行うことが受託資産のリターンの最大化に必ずしもつながらない点を確認いたします。

投資先企業の経営に問題が発覚した場合、発覚時点で株式売却の意思決定および行動をすることが往々にして最も効果的に受託資産を損失から守る手段である、という点が当社の考え方です。また失敗した投資仮説に固執し、エンゲージメントや議決権行使の名の下に当該銘柄への投資を続けることは受託資産の資金の効率的な運用・資産のリターンの最大化のためにはならない、というのが当社の考え方である旨、ここに確認いたします。

#### 原則 6.

**機関投資家は、議決権行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告をすべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT はフィデューシャリー・デューティーを果たすというフレームワークの中で議決権行使の行動をとらえています。したがってその活動に関する顧客・受益者への報告は求

めに応じて個別に当然のこととして実行いたします。

#### **原則 7.**

**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業はその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

FOUR SEASONS ASIA INVESTMENT はその投資活動の根源的な部分である個別企業調査における深さと精度の継続的な向上につとめ競争力の源泉とします。その知見は歴史的、地理的な広がりを組み合わせることによってより強固なものになると考えています。ビジネス環境と企業経営は変転を続けており、学びを通じた当社自身の進化がフィデューシャリー・デューティーを果たす基本中の基本であります。現状維持は退歩と同義であり、その歩みを止める時は終わりの始まりであると認識しています。

当社では投資先企業との対話は通常の投資プロセスの一部であります。従ってスチュワードシップ活動の自己評価に関しては運用リターン分析と裏腹である部分が非常に多く、公表はいたしません。お客様に対しての個別の運用報告を通じて開示をしており、その方針を継続いたします。